

(別紙)

パブリックコメントでいただいた御意見の概要及び回答

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>プラスチックメーカーより、継続して塊状(団子)、粉状(パウダー)のものが発生する。これらは他のプラスチックの混合もなく、再利用に問題のない良質の素材で、発生する数量も無視できない量である。また、プラスチック成型工場でも、成型不良品と共に塊状(団子)のものが発生する。主に成型品の色変更時に発生するもので、単一のプラスチックで再利用になんら問題のないものである。</p> <p>「規制対象外となるプラスチックの具体例」の3製品の製造工程等から排出されるシート状、ロール状、又はベール状のプラスチックに、塊状(団子)、粉状(パウダー)を加えて頂きたい。</p>	<p>本判断基準案に記載した規制対象外となるプラスチックの具体例は、事例の一部であり、本事例に掲げられていないプラスチックも含めて、プラスチックの廃棄物を輸出する場合は、バーゼル法輸出入規制事前相談において個別に判断することとなります。</p>
2	<p>ペットボトル由来のプラスチックの規制についてはやや曖昧な部分があるように思う。資料に添付された資料を見ても対象と対象外の2つの区別が明確でなく、ペットボトルに残ったラベルの量がどこまで許されるのかは疑問である。確かに「わずかなラベル」の混合は避けがたい。しかし、輸出国と輸入国の間に「わずかな」の認識の食い違いがあれば、シッパックされてしまう可能性があるのではないかと思う。したがって、「わずかなラベル」の判断をどうするのかについて、さらなる検討が必要だと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、記載を一部修正しました。</p>
3	<p>ペットボトルをプレスしたベール状のものが規制対象となっておりますが、ラベルを剥離しカット洗浄した後にプレスしたベール状のものは、規制対象外にするべきだと考える。</p> <p>ラベルを剥離し裁断(カット)洗浄することで、残渣が取れ、かつ規制対象のポリスチレン(PS)も除去されるため。輸出先の海外繊維工場の工程は、さらに粉碎洗浄加工等を行い、PET/PP/PEに徹底的に分別されリサイクルされている。</p> <p>また、4の(2)でC:フレーク状のものに関して、「わずかな(ラベルの)混合であれば規制対象外とします」と明記されているので、ラベル剥離機を通したあとの裁断(カット)洗浄されたベールも同等の規制対象外とするべきだと思料する。</p>	<p>本判断基準案に記載した規制対象外となるプラスチックの具体例は、事例の一部であり、本事例に掲げられていないプラスチックも含めて、プラスチックの廃棄物を輸出する場合は、バーゼル法輸出入規制事前相談において個別に判断することとなります。</p>
4	<p>(1)本該否基準案は、バーゼル法上はどの条項に関連して位置づけられるのか。今回改正される省令案の改正後の別表第三の三の項第一号1柱書にある「ほとんど汚染されていないもの」(あるいは1の柱書全部)の解釈基準として環境大臣告示の形式で定められると理解すればよいか。</p> <p>(2)上記質問の理解が正しい場合、バーゼル条約附属書IXの被引用文とバーゼル法省令案の被引用文とでは書きぶりが若干異なっているが、もっと整合的に規定できないのか。</p>	<p>(1)、(2)本判断基準はバーゼル法に策定の根拠条文があるものではなく、環境大臣告示ではございません。</p>

<p>輸出相手国の承認システムの立ち上がりと日本の新バーゼルルールとのタイミングを合わせてもらいたい。プラスチックリサイクル材料は、バージン材料の価格を下回ることが多く、その使用用途は製品原価を抑えるための増量材である。現況はこの材料を、近隣の新興市場へ直接輸送し、消費財や玩具、日用品などを大量生産するエコシステムを確立している。</p> <p>5 日本から輸出しているプラスチックの多くはプレコンシューマー材。一部ポストコンシューマー材もあるが、欧米諸国のプラスチックとは違う側面を持つ。弊社としては、輸出相手国が持つリサイクルプラントによって、適切なリサイクルを継続させられるよう、品質の管理監督の上で輸出の継続を行いたいと考えている。だが、相手国の承認システムが立ち上がっていない中、日本だけが新ルールを実装すると、実質の輸出禁止措置となり、国内のPETボトルリサイクルシステムの崩壊を招く可能性がある。また流通・小売企業様から発生する、廃棄ポリエチレンの処理料金に大幅な値上げがなされることにも繋がり、全体のエコシステムが機能しなくなることを懸念している。</p>	<p>プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書の改正は、当該改正附属書を批准する国において、2021年1月1日に発効します。規制対象となった場合は、バーゼル条約に基づく通告を輸入国に対して行い、輸入国政府から同意の回答または当該輸入国においては規制対象に当たらない旨の回答があった場合は、輸出が可能です。</p>
<p>6 基準案に掲載されているフィルムのフラフ写真は、牛乳パックを粉碎洗浄したものではないか？写真で見ると綺麗に見えるが、実際には紙(異物)と水分が排出元の公表以上に混入している。輸出する際にはプレスして出荷されるかと思うが、紙が混入しているにもかかわらず規制対象外なのか？</p>	<p>紙等の異物が混ざっている場合は、本判断基準案4.(1)に記載するBの条件を満たさないため、規制対象となります。なお、本判断基準案に掲載している写真には、紙パックは含まれておりません。</p>
<p>7 ベール状のプラスチックは軟質に限るとのことだが、この案には反対である。理由は、硬質プラスチックでも工場由来の均質で綺麗なプラスチックが多数存在し、原型のままでは軽量で搬送に適さない為、ベール状の加工を必要とするものが多く存在するからである。全てのプラスチックを単純に軟質と硬質に分類するのは難しく、どちらも取れるプラスチックも存在し境界線が分かり辛い為、軟質でも硬質でも工場由来の均質で汚れないプラスチックのベール品を規制対象にすべきではないと考える。日本から多くのリサイクル原材料が輸入されている韓国、台湾、マレーシア、ベトナム、などでは硬質、軟質問わずベール品の輸入を禁止にしている為、市場のニーズにも合致していないと思う。また、軟質プラスチックは外側が透明なフィルム等で覆われている必要があるとのことだが、コンテナ単位で全てのフィルムに外装フィルムを巻くと、コンテナ1本でストレッチフィルムを何本も消費することとなり、環境上レジ袋以上に無駄が発生するので、外装フィルムは推奨程度に留めるべきと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、記載を一部修正しました。また、本判断基準案に記載した規制対象外となるプラスチックの具体例は、事例の一部であり、本事例に掲げられていないプラスチックも含めて、プラスチックの廃棄物を輸出する場合は、バーゼル法輸出入規制事前相談において個別に判断することとなります。</p>

8	<p>フレークまたはフラフ状のプラスチックは、製品の製造工程から排出されるミックスカラーであれば規制対象外で、それ以外のミックスカラーは規制対象にすべきとの記載があるが、この案には反対である。海外の多くの地域では、粉碎品に加工調整されていれば直接製造に利用出来ることから、廃プラスチックとは見なされず、例えばPP粉碎品(フレーク)であればHS CODE 390210、PE粉碎品(フレーク)であれば390120等の一次製品としてみなされている。日本国内では粉碎品、フレーク状、フラフ状に加工するにはコストが非常に高い為、既に剪断工程を経たプラスチックは分別と異物の除去が徹底して行われており、日本国内のリサイクル工場から排出される同加工品で、海外でトラブルになる事例は聞いたことがない。また、ミックスカラーになると異物が混入する可能性があるという見識は家電等を例にした非常に偏った見方であり、リサイクル材だからこそ既に着色されているものが多くあり、均質品でもカラーフルになる可能性があるのは自然のことである。よって、雑色=異物には繋がらない。国内の大手工場でもミックスカラーの粉碎品をA級品として受け入れているので、品質に最も厳しい日本のメーカーが可とするものが、輸出で規制されるのは整合性が取れないと思う。粉碎品、フレーク状でも唯一留意すべきはPETボトルの裁断品で、未洗浄だと残飲料水が残り異臭につながるので、PETボトルのフレークに関しては洗浄品を規制対象外とし、未洗浄品は規制対象にするのが望ましいと考える。ラベルやキャップを少量残は可とし、大目だと不可の判別方法では明確な物差しがなく、混乱を招く懸念が生じる。洗浄と未洗浄の区別は誰がみても明らかな為、規制対象の選別ラインはやや見直した方がより誰に対しても明瞭で良いのではないかと思う。PETボトルペールは洗浄することは不可能なので、未使用ボトルペール品以外は規制対象にすべきと考える。</p>	<p>排出元のリサイクル施設の能力によって、規制対象外の判断をすることは困難ですが、例えば高度な選別方法によって選別されたプラスチックの取扱いについては、今後の検討とします。</p>
9	<p>硬質、軟質プラスチックという言葉が計3か所使用されている。廃棄物としては、破碎機で破碎が可能か否かで判断されることが多いように思うが、化学的には材料そのものの性質(形状によるものではない)によって定義されると理解している。本基準案では、硬質、軟質という言葉が使用されているが、定義が不明確である。定義を明確にしていたきたい。定義の明確化が困難な場合には、基準案の内容に大きな影響を与えるものではないので、軟質、硬質の表記を削除しても良いのではないかと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、記載を一部修正しました。</p>

<p>10</p> <p>1. 複数のプラスチック樹脂の品(PETフレーク)の該非判断基準について、A,B,Cの3条件を満たす前提で適性に国内処理している事業者が多数あるが、それでも、ラベルがPS樹脂ということで条約に抵触するのか。</p> <p>2. ベール品の該非判断基準について、例えばストレッチフィルム(PE)の圧縮品は製造工程から排出されたものではなく、物流倉庫等で製品の梱包用に使用されていたもの(ポストコンシューマー)のベール品が幅広くが海外に輸出されている。現地到着後は工場で適正に処理が行われ再生ペレット化され、再生袋(ゴミ袋等)にリサイクルされているが、規制対象の線引きがブレかポストということであることからベール品規制が厳しすぎるように思う。</p> <p>3. 来年1月以降、バーゼル条約の規制対象品となった廃プラ貨物を輸出する場合は事前に相手国の同意が必要とありますが、公式発表の際には具体的な手順含め同意に必要な詳細情報をご教示いただきたい。</p> <p>4. PETフレークでA,B,Cの3条件を満たしている前提で、PETボトルの色が透明以外に色物もある。●透明に青色のみ混入のPETフレークはリサイクル工程上問題ないので国内でもOK。 ●色物だけのPETフレークは海外では黒繊維などの需要がある。</p> <p>5. 製造工程から発生するダンゴ(ペレットの不良品)や成型ロス品、芯なしフィルムロール 上記4. 5について言及がないが、該非判断基準で規制対象外という認識で問題ないか。</p>	<p>1. 今般のバーゼル条約の改正附属書で混合が認められるのは、ポリエチレン(PE)、ポリプロピレン(PP)、ポリエチレンテレフタレート(PET)のみです。で、ポリスチレン(PS)が大部分混合する場合は、規制対象となります。</p> <p>2. 規制対象の別をプレコンシューマーとポストコンシューマーで分けているわけではありません。御指摘のような梱包用に使用されたストレッチフィルムについては規制対象外になりますので、趣旨を明確化するため、記載を一部修正しました。</p> <p>3. 輸出の手続については、下記ウェブサイトをご参照ください。 http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index3.html</p> <p>4. 5. 本判断基準案に記載した規制対象外となるプラスチックの具体例は、事例の一部であり、事例に掲げられていないプラスチックも含めて、プラスチックの廃棄物を輸出する場合は、バーゼル法輸出入規制事前相談において個別に判断することとなります。</p>
<p>11</p> <p>リサイクルで発生するフレーク状プラについて、製品のプラスチックの色味は製品ごとに異なるため、単一素材であって、リサイクルに適するものであってもミックスカラーとなるものがある。p2に、「製品の製造工程フレーク状又はフラフ状のプラスチックであれば、ミックスカラーであっても規制対象外とします。」とあるが、製造工程から発生したプラスチック樹脂については、4.該非判断基準のA～D、特にC:単一のプラスチック樹脂で構成されていることが担保されることから、規制対象外としたものと考えている。</p> <p>同様に冷蔵庫内の棚板などプラスチック樹脂表示マーク等により、単一素材別に分けた後に破碎したプラスチック樹脂、あるいは高度樹脂選別装置にて素材別に選別されたプラスチック樹脂については、4.該非判断基準のCが担保されると考えられる。</p> <p>環境省プラスチック資源循環戦略にて再生材利用が推進されている中、再生資源に適した単一素材であるミックスカラーのプラスチックについては、製造工程から発生したプラスチックと同様に規制対象外としていただければと考える。</p>	<p>検討会において、ミックスカラーのフレーク状又はフラフ状のプラスチックは、汚れの付着や異物の混入の有無を外見から確認することが困難とされたことから、規制対象外となるためには原則として無色透明または単一色であることが必要としています。御提示いただいた選別方法によって選別されたプラスチックの取り扱いについては、今後の検討とします。</p>

12	<p>ペール状プラスチックについて、軟質、均質などの条件を限定せず、きちんとしている海外リサイクル工場であれば、輸出基準緩和していただきたい。</p> <p>理由： ①海外工場を持つ日本企業も多いため、国内で発生した再生プラスチック原料が輸出され、現地生産に使われるケースが多い。 ②日本では労働力不足の一方、手間賃をかけて仕分けをしてはまったく採算が合わない。 ③簡単な仕分けで利益が出るものがあるので、手間のかかるものはごみとして処分されてしまう。 ④もし厳しい体制でいけば、日本ではプラスチックの焼却量は増え続けていくだろう。</p>	<p>バーゼル条約附属書改正の趣旨及び内容、並びにバーゼル法の運用を踏まれば、海外リサイクル工場の能力に従って規制対象外の判断を行うことは困難となります。なお、規制対象となった場合は、輸入国への通告時に、輸入国内で処理を行う施設の情報も提供し、輸入国政府が当該情報も踏まえ、通告に同意するか否かを判断することとなります。</p>
13	<p>国内のリサイクルペットボトルの品質目標及びリサイクルの実態との整合が考慮されており、本判断を支持する。国内のリサイクルペットボトルの品質目標との整合は、【本文】参考1に記載のとおり。</p>	<p>御意見を踏まえ、判断基準を策定します。</p>
14	<p>単一樹脂でも色調が違い、形状がフラフであれば非該当と判断できないか？家電などは専門性の高いリサイクル工場で高度な選別機器を使用して単一樹脂化を行っている。同一樹脂でも色調が違う為、今回の規定では該当品目になってしまう。その為、適切なリサイクルプラントから排出された高度選別品はトレーサビリティも可能であり色調が違うプラスチックも同一樹脂として選別されている為、非該当品として認知をお願いする。ペール状プラスチックについて理由ペール状のプラスチックでは単一素材として選別されたペールもある。PPバンドやフレコンなどは、既にリサイクル商品として確立しており、素材も同様の物を使用されていることは周知の事実として認識されている。素材自体が単一樹脂で製造されているものはペール状であっても非該当品として認知をお願いする。工場発生商品理由工場発生品は単一性が高くリサイクルが安易であり、非該当の幅が広く設けている。しかし、発生工場では粉碎や溶融などの加工をしているところは少ないのが現状である。工場発生であり適正なりサイクル加工をした物も、工場発生品として非該当品として認知をお願いする。</p>	<p>検討会において、ミックスカラーのフレーク状又はフラフ状のプラスチックは、汚れの付着や異物の混入の有無を外見から確認することが困難とされたことから、規制対象外となるためには原則として無色透明または単一色であることが必要としています。御提示いただいた選別方法によって選別されたプラスチックの取扱いについては、今後の検討とします。</p> <p>また、本判断基準案に記載した規制対象外となるプラスチックの具体例は、事例の一部であり、事例に掲げられていないプラスチックも含めて、プラスチックの廃棄物を輸出する場合は、バーゼル法輸出入規制事前相談において個別に判断することとなります。</p> <p>製品の製造工程から排出されるプラスチックについては、リサイクル加工されたものであっても、発生元の情報等をバーゼル法輸出入規制事前相談の際に確認し、判断することとなります。</p>

<p>○その他御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一樹脂ごとの粉碎品、プレス品については輸出先国において環境を汚染するような要因にはならない。このような高品質な品物であれば国内循環を推進する政策に力を入れて再生品原料の普及をメーカーに義務付ける又は、技術開発への支援を検討してほしい。 ・今までは途上国に資源リサイクルと称し廃棄物紛いの処理を委ねていたことを反省し国内循環を推進してほしい。 ・バーゼル条約で該当する汚れたプラスチックや単一にならないプラスチックのリサイクルが問題であり、無理やり原料化して再生品を製造しても品質劣化は市場から認められず普及に至らないのでケミカルリサイクルやエネルギーリカバリーの推進を引き続き行ってほしい。 ・脱炭素の世界的潮流の中、石炭に替わるRPFはニーズもあり価格面でも優位性があり環境負荷低減にも貢献できる。その点では廃棄物発電のようなサーマルリサイクルとは一線を介して促進をお願いしたい。 ・製造業で製造過程から排出される仕分けされた樹脂の選別は色、形状で仕分けの判断はできない。燃やすなどすればある程度は判別可能。 ・コンテナに積載する商品の排出元と詳細を書類にして後追いできるようにすればシッパバックをなくすことができるのではないか。 ・ベール状プラスチックについて。”何らかの理由”に関し、機械の性質上やむを得ない付着や作業の環境上やむを得ない付着であり、且つ現地での汚染が心配されない程度のものであっても見た目では輸出不可能の判断をされる事につき、これらの商品に関しては錆が付いた時点もしくは雨水が付着した時点で廃棄物として廃棄処理を業者側が自主的に判断し、廃棄実行すべきかどうか伺いたい。 ・今回の改正により使用済みPEフィルムが海外輸出禁止となるが、仮に使用済みフィルムを国内でリサイクルされたとしても需給バランスが全くとれず、コスト的にも見合わないのは明らかである。そのため、製造コストが安価かつ、再生原料の需要が旺盛な国々で作られた、使用済みフィルムが日本国内で滞留及び産廃となる恐れがある。これらを資源として再利用するために、使用済み品全てを規制するのではなく、一部制限等を設けながら他国の力も借りて再資源化する必要がある。 ・プラスチックも時間が経てば自然に還るものだが、手間隙とコストをかけてやる価値のあることなのか。 	<p>必ずしも本パブリックコメントの対象文書に対する御意見ではないため、今後の政策立案の参考にさせていただきます。</p>
--	---